

協働事業を促進するための基金・公益信託制度について

資金プールのための仕組み（主なもの）

1) 基金（杉並区、宇都宮市など）

市の条例により設置（地方自治法第241条）

市が管理し、監査委員の監査を受ける

市は責任を持って基金の運用、寄附金の受け入れを行う

基金の処分について、議会の承認が必要

寄附金を受け入れた場合、所得税の控除が認められる

2) 公益信託（世田谷区、岐阜県など）

信託銀行と信託契約を締結（信託法第66条～第73条）

信託銀行が管理し、受益者の選定は運営委員会のチェックを受ける

市は信託財産の委託者の一人に過ぎない

信託財産は、比較的柔軟に運用できる

寄附金を受け入れても、所得税の控除は認められない

積み立て方法

市民からの寄附に対して、市が同額を上乗せ（最低保障は別途定める）

市税の一定割合を基金（公益信託）に繰り入れる

基金（公益信託）の配分

市民事業に対する「補助金」 立ち上げ時一度のみ

基金（公益信託）の運用益でまかなう

協働事業に対する「負担金」 負担の割合に応じ、継続的に助成

基金（公益信託）の取り崩しでまかなう

市が継続的に積み立てる

NPO融資制度

条例（信託契約）の中に規定しておく

既存の制度の改正で対応することが基本

市民事業については、補助金制度（市の予算）を残すという考え方もあります。

なお、市の既存事業について、事務事業評価システムの中で協働領域の見直しを行っています。市民活動と協働で事業を実施することでより効果があがる事業が多くあるものと思われます。こちらでも個別に調整を進め、市からの提案による協働事業化を検討します。

地方自治法第241条（市条例による基金の設置）

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

信託法第66条～第73条（公益信託について）

第66条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後6条ノ規定ヲ適用ス

第67条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第68条 公益信託ノ引受ニ付テハ受託者ハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第69条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

2 受託者ハ毎年1回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス

第70条 公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ条項ノ変更ヲ為スコトヲ得

第71条 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

第72条 公益信託ニ付テハ第8条第1項第3項、第22条第1項但書及第47条乃至第49条ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス 但シ第47条及第49条ニ規定スル権限ニ付テハ職権ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

第73条 公益信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ從ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得